

さいたま市立道祖土小学校

いじめ防止基本方針

さいたま市立道祖土小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識の下、本校の全児童一人ひとりが、「明るく、仲よく、たくましく」学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない互いを認め合う集団、いじめを許さない互いを指摘し合う集団づくりを考え、たとえ起きたとしても最優先に迅速かつ的確に対応できる学校をつくるため、ここに「さいたま市立道祖土小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは絶対に許さない・許されない・見逃さない」という認識を持ちます。
- 2 いじめ対応を最優先に考え、小さなことから全職員で情報共有します。
- 3 常態的・先行的な生徒指導を通して、いじめを未然防止します。
- 4 いじめを、積極的に認知します。
- 5 いじめられている児童を、最後まで守り抜きます。
- 6 学校が一丸となって、組織的に対応します。
- 7 児童と児童、児童と教職員の間に、共感的な人間関係を築きます。
- 8 いじめの早期発見・早期対応に努めます。
- 9 いじめの問題について、保護者・地域・関係機関と連携を深めます。
- 10 特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、多方面からいじめに対応します。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※本校としては、「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか適正に判断し、組織をもって対処する。

※いじめの解消は、次の要件が満たされたときとする。

- ①いじめの行為の停止（3ヶ月以上）
- ②被害児童の心身の苦痛を感じない。（3ヶ月以上見守る）
- ③全職員で情報共有を行い、いじめ対策委員会で判断を行う。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- （1） 目 的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を、実効的に行うため

(2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学校運営協議委員

※必要に応じて、構成員以外の関係者を招集できる。

(3) 開 催

ア 定例会（各学期 1 回開催）

イ 校内委員会（生徒指導委員会と兼ねて毎月 1 回開催）

ウ 臨時対策委員会（いじめ認知時、または、急を要する場合、主要なメンバーを招集して開催）

(4) 内 容

いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって、中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。

・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、および関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握と、いじめであるか否かの判断を行う。

・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と、保護者との連携等の対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

・さいたま市立道祖土小学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

・さいたま市立道祖土小学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、さいたま市立道祖土小学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

2 子どもいじめ対策委員会（代表委員会で兼ねる）

(1) 目 的：いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない集団、いじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。

(2) 構成員：各学級代表委員 各児童委員会委員長

(3) 開 催：月 1 回程度（年 1 回中学校区の会議に参加）

(4) 内 容

ア いじめ撲滅に向けた話し合いを、主体的に行う。

イ 話し合いの結果を、学校に提言する。

ウ 提言した取組を、推進する。

エ いじめの未然防止に向けた児童主体的な取り組みを推進するため、各委員会の委員長や学級委員が集まる話し合いを開催する。

オ 近隣中学校との連携・協力を、推進する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない、見逃さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教員を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

2 「いじめ撲滅強化月間」（6月）の取組を通して

- 児童の実態に応じて、次のような取組を行う。
 - ・ 児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・ 児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ・ 校長等による講話
 - ・ いじめ撲滅強化月間に近い学校公開日に、全学級が道徳の授業を実施
 - ・ 異学年交流(にこにこハッピータイム)
 - ・ 学校だよりによる、家庭や地域への広報活動
 - ・ 校内放送による人権作文の紹介
 - ・ 「いじめ撲滅強化月間」（6月）に、「B 主として人との関わりに関すること」の内容項目を取り上げた指導の実施

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」のロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気づき、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童（生徒）が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果「心と生活のアンケート」を生かして

- 「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、各学級担任を中心に児童（生徒）一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。

- 4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して
 - 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。※さわやか相談員や養護教諭等がT2として参加し、授業を実施する。
- 5 メディアリテラシー教育を通して
 - 「スマホ・タブレット安全教室」の実施
 - 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくスマートフォンやタブレットを使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
※保護者の参観を積極的に進め、家庭の教育力向上を図る。
 - 「スマホ・タブレット安全教室」の実施：5・6年生 5月
- 6 「いじめ撲滅強化週間」（11月）の実施
 - 児童の実態に応じて、以下の内容について取り組む。
 - ・ 委員会児童による予防ポスター作成や、標語の作成等
 - ・ いじめ防止集会の実施
 - ・ いじめ防止学校スローガン
- 7 保護者との連携を通して
 - （1）いじめは絶対に許されないということについて、学校と保護者が共通理解する。
 - （2）家庭におけるコミュニケーションを活発にし、子どもの些細な変化を見逃さない環境をつくる。
 - （3）子どもに基本的生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。
- 8 異学年集団活動「にこにこハッピータイム」の実施
 - 毎月、異学年クラスとの交流を行う。外遊びや室内レク等を行う。
- 9 小・中連携の推進
 - 小・中が連携し、情報の共有や指導の一貫性を図り、いじめ防止の長期的な対策を進める。
- 10 児童代表委員会の活動を通して
 - 代表委員会の様々な活動を通して、学校全体の人間関係を深める。
 - ・ あいさつに関わる取り組み
 - ・ にこにこハッピータイム
 - ・ いじめ防止集会
 - ・ いじめ防止学校スローガン

Ⅵ いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

○早期発見のポイント

- ・児童生徒のささいな変化に、気付くこと。
- ・気付いた情報を、共有すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

※いじめの疑いの統一項目の共有化（各学期に見直し）

- (1) 健康観察： 一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底
「おはようメーター」の活用 等
- (2) 授業中： 姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣の机が離れている 等
- (3) 休み時間： 独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等
- (4) 給食： 班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる
- (5) 登下校指導： 独りぼっち、荷物を持たせられる 等

※「いじめ認知チェックフロー」や「いじめの初期対応のポイント」等、毎月全職員が確認する。

2 情報共有による組織的な対応

- 毎週児童に関わる情報を集約し、児童の特性や問題行動等を、全職員で共通理解し、生徒指導の共通行動を組織的に実施する。

※生徒指導委員会で毎月、いじめ検討事案を挙げ、積極的にいじめ認知を行う。

3 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施 : 4月・9月・1月（年3回） ※必要に応じて、実施する。
- (2) アンケート結果 : 学年・学校全体で、情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用 : アンケート結果に応じて、児童と面談を行い、記録を保存し、面談した児童について、学年・学校全体で情報共有する。
アンケート結果を分析して、次学期の人間関係プログラムや学級経営の計画に生かし、実施する。

4 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。
- (2) 生徒指導委員会で挙げた事案を検討し、積極的に認知していく。

5 教育相談の充実

(1) 教育相談の機会の充実

- ア スクールカウンセラー（SC）の来校 【月に2回】
- イ スクールソーシャルワーカー（SSW）の来校 【月に4回】
- ウ さわやか教育相談室の充実
- エ さわやか相談室だよりの発行

- オ 情報を学校便り等で周知する
- カ 教育相談日の設定（毎月第三金曜日）

6 アンケートの実施

- (1) 児童簡易アンケートの実施：11月（年1回実施）
(いじめ撲滅強化月間や週間中に実施する。)
- (2) アンケート結果の活用：保護者アンケートの結果や児童簡易アンケートの内容に応じて、教育相談日に保護者と面談を行い、面談した保護者の児童について、学年・学校全体で情報を共有し、早急に対応する。

7 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員：綿密に連絡を取り合い、情報交換を行う。
- (2) 防犯ボランティア：綿密に連絡を取り合い、情報交換を行い、連絡会議で意見交換する。
- (3) 学校運営協議委員：運営協議会での熟議の場やアンケート実施等により、意見をいただく。
- (4) S S N、育成会、P T A等：綿密に連絡を取り合い、情報交換を行う。

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、**児童生徒の心のサポート手引き「いじめに係る対応」に基づき**、対応する。

- 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、学年主任からの情報を集約し、全職員の円滑な情報共有を行う。
関係機関との連携を図り、情報交換する。
校長に報告し、指示を全職員に伝達する。
- 教務主任は、臨時委員会の設定を行う。
構成員への連絡を行う。
- 担任は、担当する学年の児童の、情報収集を行う。
担当する学年の、情報共有を行う。
校長（教頭）に、報告する。
- 学年主任は、担当する学年の児童の、情報収集を行う。
担当する学年の、情報を集約・共有を行う。
校長（教頭）に、報告する。
- 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。
児童の情報を、全教職員に共通理解を図る体制を整備する。
校内・校外のコーディネーターとして、関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、被害児童の心のケアのプランを立て、全職員へ共通理解を図る。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報

収集を行う。

- 養護教諭は、身体の被害情報の有無を確認し、校長（教頭）に報告する。
- さわやか相談員は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリング等を行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見し、またはいじめの疑いを認めた場合は、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 「いじめに係る対応の手引き」に基づき、生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。
 - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童生徒が、自殺を企図した場合
 - ・ 身体に、重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に、重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
 - 児童生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対応を行う。
 - ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
- ※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を、計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底：年度当初の職員会議で基本方針を配付し、全職員での周知徹底を図る。
- (2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証：各学期に実施し、検証結果を確認し、改善を図る。

2 校内研修

- (1) 誰もが「わかる」授業の推進
 - 授業規律：挨拶・準備・着席・片付けの徹底
 - アンケート実施：学びの指標アンケートを実施し、結果を分析し、日々の授業改善に取り組む。
 - 情報共有：教員間で学用品や指導内容の統一を図り、学習環境を整える。
 - 授業研究：学校課題研究を中心として、互いに見合う機会を設け、指導力の向上を図る。
- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修
 - 児童理解研修：5月・8月・3月に実施し、児童の情報の共通理解を深める。
 - いじめ対策研修：各学期に実施し、全職員のいじめ対応の共通理解・共通行動の徹底。
 - 人間関係プログラム研修：教員の人プロ授業の理解を深める。
- (3) 情報モラル研修：職員で共通理解を図り、各学級での指導に生かす。
- (4) 「ネットいじめ」に係る研修：8月に実施
 - ねらい 「ネットいじめ」等に、迅速かつ適切に対応するため
 - 回数 年に1回
 - 情報教育部・ICT推進委員と連携し、児童の実態や発達段階に応じて、内容を検討する。

Ⅹ PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すという、PDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- (1) 検証を行う期間：各学期とする。

2 「取組評価」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

- (1) 「取組評価」を、毎月の生徒指導委員会で行う。
- (2) いじめ対策委員会の開催時期：6月、10月、2月とする。
- (3) 校内研修会等の開催時期

- ・ 4 月：学校いじめ防止基本方針の共通理解
- ・ 5 月：児童理解研修会
- ・ 7 月：人権教育に係る研修
- ・ 8 月：生徒指導に係る伝達研修
- ・ 8 月：自殺予防に係る研修
- ・ 8 月：児童理解研修会
- ・ 10 月：いじめ対策に係る研修
- ・ 3 月：児童理解に係る研修 → 児童理解研修会